



熊沢 直紀 議員



Q・空き家対策を聞く

A・該当する空き家が見受けられない

平成27年5月26日の新聞報道によると、国の空き家対策の特別措置法が全面施行された。全国には、820万戸（平成25年10月時点）の空き家があり、放置された空き家は、318万戸もある。

危険性のある空き家は、強制撤去も可能であるが、内容と当町の現状を問う。

Q 空き家の法律とは、どのような内容か。

A 産業建設部長
適切な管理がされてなく安全性の低下、公衆衛生の悪化等を及ぼす空き家に対して、修繕を勧告したり強制撤去も可能としている。

Q 「特定空家等」とは、どのような内容か。

A 産業建設部長
そのまま放置すれば

倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態または、著しく衛生上有害となる恐れのある状態、その他、周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態であると認められる空家等を言う。

Q 「特定空家等」における固定資産税の措置はどうか。

A 産業建設部長
居住用家屋の敷地については、「住宅用地に対する固定資産税等の課税標準の特例」として、課税標準額を最大6分の1にする特例措置が講じられているが、「特定空家等」と認定されれば、対象から除外され、最大で6倍の固定資産税が賦課されることになる。

Q 改めて空き家の確認と状態を調

査したのか。また、する気はあるのか。

A 産業建設部長
人口が増加傾向にあること、航空産業の集積に伴い、該当する

空き家が見受けられないと認識している。調査をしたことはない、今後も調査する必要はないと判断している。



安全な対策をのぞむ